今後の手続き

福岡市環境影響評価条例等手続の流れ 参考資料3

配慮書手続

公表:

令和3年10月22日 市長意見送付: 令和3年12月14日

基本構想策定:令和4年3月

事業計画の検討

配慮書を公表する。 ・市長は、専門家の意見を聴いた上で、環境の保全の 見地から市長意見を事業者に送付する。

事業者は、事業を実施する位置等の複数案を検討する

段階において、それぞれの環境影響の違いを比較した

事業者は配慮書の結果や市民・市長の意見を踏まえ、 事業計画を策定する。

事業計画の検討

方法書手続

縦覧:令和4年5月2日 ~令和4年6月1日 市長意見送付: 令和4年9月9日 基本計画策定: 令和5年3月

- 事業者は配慮書の結果や市民・市長の意見を踏まえ、 事業計画を策定する。
- 事業者は周辺環境に及ぼす影響について、調査・予測・ 評価をする方法を記載した方法書を公告・縦覧する。
- 市長は、審査会の意見を聴いた上で、環境の保全の 見地からの市長意見書を事業者に送付する。

調査・予測及び評価の実施

事業者は方法書に基づき、調査した結果をもとに環境へ の影響を予測し、評価する。

準備書の作成

・事業者は、調査・予測・評価の結果について記載 した準備書等を作成し、公告・縦覧する。

準備書の公告・縦覧

縦覧期間: 令和6年7月8日~8月7日 市民意見提出期限:令和6年8月21日

準備書の説明会

事業者は縦覧期間内に、説明会を開催する。

住民等の意見(意見書) 公聴会の開催(意見の公述) (開催要請があった場合)

審査会

事業者は準備書について環境の保全の見地から 意見を求め、市民等から提出された意見の概要書 を作成し、市長に提出する。また、市長は関係地域 の住民の要請に応じて公聴会を開催し、公述意見 書を事業者に送付する。

市長の意見

・ 市長は、 準備書について環境の保全の見地からの 意見書を作成し、事業者に送付する。意見書の 作成に当たっては、審査会の意見を聴く。

評価書手続

工事着手 ſŢ

事後調査手続

- 事業者は、準備書に対する市民や市長の意見を踏まえ た評価書等を公告・縦覧する。
- 事業者は、評価書を公告後、工事に着手する。
- ・事業者は、評価書に記載した事後調査計画に基づき、 事後調査を実施し、報告書の作成、公表を行う。